

知らないと困る!損する!インボイス制度!

必読

～ほぼすべての事業所に影響あります～

令和5年10月1日よりインボイス制度が始まります。制度の始まりが令和5年10月1日ということで先に感じるかもしれませんが、必要に応じて準備を行わなければなりません。

消費税免税事業者の方も関係するため、必ず読んでください。

■インボイス制度の影響

簡単にいうと、取引先から受け取った請求書等が国が認めた様式（インボイス）でなければ、

納める消費税額が増える可能性があります。

(インボイスの発行事業者の登録をする場合)

☆皆様に対応していただきたいこと☆

☆適格請求書発行事業者の登録申請書 提出

☆請求書や領収書等をインボイスに変更

以下にて詳細を説明します。

■インボイスの作り方

(令和5年10月1日より登録を受ける場合)「適格請求書発行事業者の登録申請書」を令和5年3月31日までに税務署へ提出する必要があります。提出すると「事業者登録番号」が割り当てられます。インボイス制度に対応するため、国が認めた様式にするには「事業者登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の請求書等への表記が必要です(下図参照)。請求書や領収書等の作成で、書類の様式変更、事務システムに変更・修正等が必要な場合は、期間に余裕をもってご対応ください。

請求書
納品先様 〇〇株式会社
令和5年11月30日
11月分 131,200円(税込)
品目 品名 金額
11/1 小麦粉 ※ 5,400円
11/1 牛肉 ※ 10,800円
11/2 かつおのり 2,200円
合計 18,400円
消費税(10%) 8,000円
消費税(8%) 3,200円
合計 29,600円
事業者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
住所 〇〇市〇〇区〇〇番地
電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

令和5年10月1日以降

請求書
納品先様 〇〇株式会社
令和5年11月30日
11月分 131,200円(税込)
品目 品名 金額
11/1 小麦粉 ※ 5,400円
11/1 牛肉 ※ 10,800円
11/2 かつおのり 2,200円
合計 18,400円
10%対象 8,000円(消費税 8,000円) 記載事項④
8%対象 43,200円(消費税 3,200円) 記載事項⑤
※ 軽減税率対象品目
事業者 〇〇株式会社
登録番号 J1234567890123 記載事項⑥

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です。①④⑤が従来に加え追加されます。

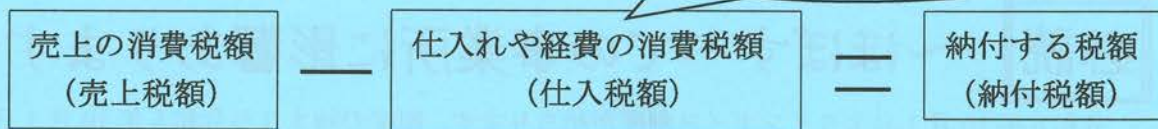
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

■インボイス制度を知るために、消費税のしくみなどについて

1. 消費税のしくみと仕入税額控除

消費税は原則、下記式により計算されます。

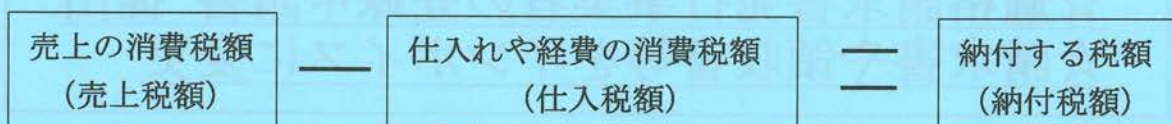
差し引く計算が**仕入税額控除**



例) インボイスあり : 1,000 円 (売上税額) - 300 円 (仕入税額) = 700 円 (納付税額) (従来通り)
インボイスなし : 1,000 円 (売上税額) - 0 円 (仕入税額) = 1,000 円 (納付税額)

インボイス制度においては、原則として、交付を受けた請求書等がインボイスでなければ仕入税額控除の対象となりません。つまり受けとった請求書等がインボイスでなければ、事業者が納付する消費税額の計算にあたって差し引くことができないのです。(その取引分の消費税額の納税の負担が増えるということです。) 自身の消費税納税額が増えないように、仕入や経費の購入先がインボイスに対応しているか前もって確認しておくことをオススメします。

▲簡易課税制度を選択している事業所



売上の消費税額 × みなし仕入率

簡易課税制度を選択している場合、売上税額が分かれば納付税額の計算が可能のため、消費税の申告に際してインボイスの保存は不要です。
※売り手の立場としては、買い手の為にインボイスのご対応をしてください。

2. 免税事業者の登録の判断

消費税の免税事業者はインボイスの発行事業者にはなれません。

下記の判断をお願い致します。

- ① 免税事業者を継続する。
- ② 届出書の提出により課税事業者となる。(買手側の消費税納税額のことを考えるなら、自ら課税事業者となり登録を受けることが必要となります。)

みなさんが買手としての立場と売手としての立場の両方の視点で制度の内容を正しく知り、事業者自身が理解して準備を整えておくことが必要な制度といえるでしょう。

3. 経過措置について

インボイス制度導入後の6年間(令和5年10月から令和11年9月まで)は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除する経過措置が設けられています。この経過措置を適用できる期間と割合は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日まで・・・仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日まで・・・仕入税額相当額の50%

インボイス制度に関するお問合せ先

【フリーダイヤル】0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)